

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

令和元年10月18日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

1 本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告するとともに、給与の改定について勧告を行いました。

職員給与と民間給与を比較したところ、本年4月の月例給について、職員給与が民間給与を379円（0.10%）下回る結果となり、本委員会としては、給料表の水準を人事院勧告に準じて引き上げることが適当であると判断いたしました。

特別給についても、昨年に引き続き、職員の年間支給月数が民間の支給割合を下回っていることから、その均衡を図るため、引き上げる必要があると判断いたしました。

2 これと併せて、住居手当については、人事院勧告の内容に準じた見直しについて勧告を行いました。

本県は、これまでも、給与制度については、原則として、国に準拠しているところです。

3 次に「公務運営に関する報告」では、有為な人材の確保・育成、能力・実績に基づく人事管理などについて言及しています。

また、働き方改革と勤務環境の整備の中で、長時間労働の是正、仕事と家庭の両立支援、年次有給休暇の取得促進などについて言及しています。

このほか、定年の引上げについて、国の対応や他の都道府県の検討状況を注視するとともに、民間の動向等も把握する中で進めていく必要があることなどについて言及しています。

4 また、本年も県民の信頼を損ねるような職員の不祥事が発生していることから、職員に対し、県民全体の奉仕者として、高い倫理観や使命感を持って公務に当たることを求めるとともに、任命権者等に対しては、引き続き、服務規律の遵守と不祥事の根絶に向けた取組の徹底を求めています。

5 本委員会の給与勧告は、憲法で保障された職員の労働基本権の制約

に対する代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであります。

このため、本委員会は、県内民間事業所の従業員の給与と職員の給与の実態を調査・比較し、その均衡を図ることを基本に、さらには国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与水準等も総合的に勘案して、今回の勧告を行ったものであります。

議会及び知事に対し、勧告の意義や役割について深い理解を示され、本委員会の勧告のとおり実施されるよう要請いたしました。

- 6 県民の皆様におかれましては、この勧告の意義と、職員が行政の各分野において県政の発展と県民福祉の向上に努めていることについて、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。
- 7 おわりに、本日、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行うことができましたのは、本委員会が実施した給与実態調査に対する民間事業所の皆様の深い御理解と御協力の賜物であり、改めて心より感謝申し上げます。